

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(案) 概要

1 改正概要

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員等の勤務時間、休日、休暇等について規則等で定めることとするに伴い、所要の規定整備をする。

2 施行期日

令和2年4月1日